

令和 7 年度検認事務 添付書類および確認事項一覧

「被扶養者検認調書」が未提出となった場合には、扶養の事実について判断いたしかねますので、被扶養者より削除いたします。
その後、再認定を行う場合には、「被扶養者（異動）届」の提出が必要になりますのでご承知おください。
※必要に応じて状況をお伺いし、追加で提出書類を依頼することがありますのでご了承ください。
※提出いただいた書類は返却いたしません。原本を提出される場合、必要があればコピーを取っておいてください。

共通事項：障害者の方は「障害者手帳（写）」を添付してください。

1. 収入の確認

収入なし	A	令和 6 年中も収入なし	・ 非課税証明書（原本） 令和 7 年度（令和 6 年 1 月～12 月分）のもの 令和 7 年 1 月 1 日時点で住民登録があった市区町村で発行を受けてください。 「市民税・県民税証明書」「住民税証明書」等自治体により名称が異なります。 市区町村により、金額欄がアスタリスク（*）で表示されます。 （注）3 ヶ月以内に発行されたもの
	B	令和 6 年中に収入あり 〔現在収入はないが、令和 6 年中は収入があった方〕	【失業保険の受給が終了している方】 ・ 雇用保険受給資格者証（両面の写し） 【失業保険を受給していない方】 ・ 退職日のわかる書類 退職証明書（写）、退職日の記載がある「源泉徴収票（写）」、離職票（写）等
	C	学生 全日制 （大学、専門学校 等）	・ 学生証（写）または 在学証明書（原本）
	D	学生 夜間・通信・予備校・大学院 科目等履修生 等	・ 学生証（写）または 在学証明書（原本） ・ 非課税証明書（原本） 令和 7 年度（令和 6 年 1 月～12 月分）のもの （非課税証明書の注意事項は【A】を参照してください。）
収入あり	E	給与収入 （パート・アルバイト 等）	・ 令和 6 年分源泉徴収票（写）または 令和 6 年 1～12 月までの給与明細書（写） ※令和 6 年 10 月以降に勤務開始された方は、令和 6 年分源泉徴収票（写）及び令和 7 年 1 月から現在までの給与明細書（写）を添付してください。 注）給与明細書は氏名、会社名、支給月、総支給額が確認できるもの。 【勤務して間もない場合】 ・ 「雇用契約書（写）」および「現在交付されている全ての給与明細書（写）」 ※雇用契約書は給与明細が 3 ヶ月以上ある場合には省略可
	F	年金収入 老齢・障害・遺族・共済・ 年金基金・企業年金・恩給 等	・ 直近の「年金振込通知書（写）」または「年金改定通知書（写）」 令和 7 年 4 月 1 日以降に発行されたもの。 「公的年金等の源泉徴収票」は不可。 「受給者氏名」および「受給額」が確認できるようコピーしてください。
	G	自営業・農林漁業・利子 不動産・配当収入 等	・ 令和 6 年分確定申告書の控え 一式（写）〈 確定申告書、収支内訳書 等一式 〉
	H	アルバイト 【学生】 全日制（大学・専門学校 等）	・ 学生証（写）または 在学証明書（原本） （収入に関する添付書類は不要です。必ず検認調書に年間収入を記入してください。）
	I	アルバイト 【学生】 夜間・通信・予備校・大学院 科目等履修生 等	・ 学生証（写）または 在学証明書（原本） ・ 収入のわかる書類 令和 6 年分源泉徴収票（写）等【E】を参照してください。
	J	失業保険受給中 または 令和 6 年 1 月以降に受給終了	・ 雇用保険受給資格者証（両面）（写）
	K	傷病手当金受給中	・ 支給決定通知書 等（写） 「受給日額がわかるもの」または「受給日数および受給額」がわかるもの
	L	年収（130 万円）の壁	・ 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書 ・ 雇用契約書（写） 年収が認定要件の 130 万円（60 歳以上は 180 万円※1）を超過する場合でも、それが一時的な収入変動である場合は、検認対象被扶養者の勤務先事業主からの証明書の提出により、年収要件を満たしているものとします。（連続 2 回まで） ※1 60 歳以上または障害年金を受けられる程度の障害者
	M	新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の方	・ 「 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書 」 令和 6 年 1 月～3 月分の収入において、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことにより、年収が認定要件の 130 万円（60 歳以上は 180 万円※1）を超過する場合、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例」が適用されます。（令和 6 年 3 月末で特例措置は終了） 複数の事業所で業務を行った場合は、それぞれの事業所毎に申立書の提出が必要となります。 注）医療職ではない方や医療職であっても受付業務の場合は、特例措置の対象とはなりません。 ※1 60 歳以上または障害年金を受けられる程度の障害者

2. 同居・別居の確認

別居	N	通学のため 全日制 (大学、専門学校 等)	仕送りに関する添付書類は不要です。必ず検認調書に「仕送り額」を記入してください。
	O	単身赴任 (会社都合)	会社都合による赴任であることの証明 ・ 辞令 (写) 等
	P	«仕送り額の確認» ・ 通学 (夜間 等) ・ 単身赴任 (自己都合) ・ 海外居住 ・ 上記理由以外	仕送りがわかるもの ・ 銀行振込明細書 (写)、通帳 (写)、現金書留の控え (写) (「だれからだれへ」「いつ」「いくら」送金したのか確認できるもの) (送金額が毎月定額の場合は 3 ヶ月分、不定額の場合は 1 年分) ※手渡しは認められません。
国内居住要件の例外	Q	例外該当事由	添付書類 (全て写し)
		① 外国において留学をする学生 (留学)	・ 査証 ・ 学生証、在学証明書 等
		② 外国に赴任する被保険者に同行する者 (同行家族)	・ 査証 ・ 海外赴任辞令 ・ 海外の公的機関が発行する居住証明書 等
		③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 (特定活動)	・ 査証 ・ ボランティア派遣機関の証明 ・ ボランティアの参加同意書 等
		④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者 (海外婚姻等)	・ 出生や婚姻等を証明する書類
		⑤ ①から④までに掲げる者の他、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断
	※書類が外国語の場合には翻訳者が署名した日本語の翻訳を添付		
「別居届」「同居届」について (事業所を経由して提出する書類になります。)			
1. 当組合において「別居」登録されていない場合には、別途「別居届」および追加書類の提出が必要になります。			
単身赴任 (会社命令) の場合			
① 別居届 (「住所変更届」を使用し、表題横に「別居届」と記入してください。)			
上記理由以外			
① 別居届 (「住所変更届」を使用し、表題横に「別居届」と記入してください。)			
② 住所のわかる書類 (住民票 (原本)・賃貸契約書 (写) 等)			
2. 当組合において「別居」登録されているが、現在同居している場合には、別途「同居届」の提出が必要になります。			
① 同居届 (「住所変更届」を使用し、表題横に「同居届」と記入してください。)			

3. 夫婦共同扶養の確認

配偶者に関する下記の書類を添付してください。

夫婦共同扶養	R	給与収入	・ 令和6年分源泉徴収票 (写) または 令和6年1月～12月までの給与明細書 (写) ※令和6年10月以降に勤務開始された方は、令和6年分源泉徴収票 (写) 及び令和7年1月から現在までの給与明細書 (写) を添付してください。 注) 給与明細書は氏名、会社名、支給月、総支給額が確認できるもの。 【勤務して間もない場合】 ・ 雇用契約書 (写) および 現在交付されている全ての給与明細書 (写) ※雇用契約書は給与明細が3ヶ月以上ある場合には省略可
	S	自営業・農林漁業・利子 不動産・配当収入 等	・ 令和6年分確定申告書の控え 一式 (写) (確定申告書、収支内訳書 等一式)
	T	産前産後休業中 育児休業中	・ 欠勤前の給与明細書 3ヶ月分 (写)
	U	傷病手当金受給中	・ 支給決定通知書 等 (写) 「支給日額がわかるもの」または「支給日数および支給額」がわかるもの
	V	失業保険受給中	・ 雇用保険受給資格者証 (両面) (写)